

平成 26 年 3 月 6 日（木曜日）

第 3 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

---

平成26年3月6日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	遠藤	健治 君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民稅務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院 事務長	横山 孝明 君
總務課長補佐	三浦 浩 君
總務課上席主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長 三浦清隆君  
農業委員会部局  
事務局長 高橋一清君

---

事務局職員出席者

事務局長 阿部敏克  
主幹兼総務係長 三浦勝美  
兼議事調査係長

---

議事日程 第3号

平成26年3月6日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第18号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第19号 南三陸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第20号 南三陸町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第21号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第22号 南三陸町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第23号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第24号 南三陸町準用河川占用料等条例制定について
- 第9 議案第25号 公の施設の相互利用に関する協議について
- 第10 議案第26号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第27号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第28号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

- 第 1 4 議案第 3 0 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 5 議案第 3 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 6 議案第 3 2 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 7 議案第 3 3 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 8 議案第 3 4 号 普通財産の貸付けについて
- 第 1 9 議案第 3 5 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 2 0 議案第 3 6 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約  
の変更について
- 第 2 1 議案第 3 7 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変  
更について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 1 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

けさは冬に逆戻りしたような寒さでございました。皆さんには健康には十分ご留意いただきたいと思っております。本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

代表監査委員が退席しております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番佐藤宣明君、9番阿部 建君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 議案第18号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第2、議案第18号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復旧・復興事業を遅滞なく推進するための人員を確保するに当たり、必要な措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、議案第18号の細部説明を行わせていただきます。

議案関係参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

職員定数条例の新旧対照表でございますけれども、今回、町長の事務部局の職員定数を280人から310人に、30名増加する内容でございます。

具体的に申しますと、職員定数につきましては、震災後の平成24年度中に防災集団移転促進事業や復興事業の開始に伴いまして、多くの派遣職員の受け入れが必要となってまいったことから、2度ほど条例を一部改正してございます。当時、町長部局の職員につきましては188名でございましたが、38名増員して226人へ、これは一度目です、さらに54人ふやして、280人へ定数をふやしてまいりました。今回の改正は、新年度に入りますと、新たな組織改編とあわせまして、被災漁港の背後地の環境整備事業等が本格化してまいります。そういうことを考慮いたしまして、現行の定数を280人から30名増員しまして、310名とするものでございます。

なお、現在の職員の状況を申し上げますと、町長部局の職員につきましては、プロパーが165人、長の任期つきが15人、再任用が2名、派遣職員が86名、合わせて268名でございまして、現行の定数的には12名ほど余裕がございますけれども、今回3月末での退職者による減、4月の新規採用職員等の数を相殺してもなお、新年度には40名ほどの不足が見込まれる、そういう状況でございますので、今回所要の改正を行うものでございます。

細部説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番でございます。

定数条例の改正ということでございますが、町長部局の職員を280人から310人にふやすと、30人の増ということでございますが、先ほど総務課長から説明がございましたが、派遣職員が86名という形のようにございますが、以前に私が一般質問で質問申し上げました、いわゆる復旧・復興事業が正念場を迎えましてまさに佳境に入る段階ということで、多くの職員が必要だという状況の中で、その派遣職員の確保というものはどういうふうになっておるのか。

それから、この定数条例改正の中では町長部局だけでございますが、いわゆる町長部局外、例えば病院職員、あるいは企業会計の水道事業とか、そういう各部局の職員の状況というのはどういうふうになっているのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、1件目の職員の受け入れの状況でございますけれども、基本的には総務省の派遣スキームにのっとった形でお願いしている部分、それとあと県からの派遣の受け入れ、または従来から当町と親交のあった市町村と直接一對一のやりとりで受け入れをしている例もございます、現在のところ今、人事部局で新年度の受け入れについて調整を行っているところでございますけれども、予定数まではなかなか4月1日現在での確保は難しいとも考えてございますけれども、それはあと年度間の調整で、できるだけ必要な職員を確保してまいりたいと考えてございます。

それと、2点目の町長部局以外でございますけれども、今回定数には異動は生じさせない予定でございますので、業務的には現行の条例の定数の中でおさまるのかなということで、手は加えていないといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 150人くらいほしいんだと、少なくとも120名くらいという形の当初の回答でございましたが、そうすると、そこまでも現在は到達していないという状況なんじゃないかな。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 一応、先日本答えた内容でして、おおむね120名ほどの確保は今回めどがついてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。6番です。

ふやす条例ですけれども、これは減らす時期というか、段階というのはあるのかどうか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 当然平時の対応ですと、通常だと200名程度の恐らくプロパーの職員で十分だと思います。これから復興事業が進展してまいりまして、各事業が完了してまいりますと、当然事業課の職員を中心に必要人員は減らしてまいりますので、その状況に応じまして、今度は条例の改正で現員を減らしていくといった形になろうかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 減らす際なんですけれども、簡単にという表現もおかしいんですが、スムーズに減らしていけるものなのかどうか、そこがちょっと。町の人口が減っていく上で、



事業とはいえ定数がふえていくという、そのところがちょっと納得ができないというわけではないんですけれども、不自然な形だと思いますので、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回、復興事業を中心に、全国から派遣職員を受け入れておりまして、任期付きの職員と合わせますと主に100名以上がそういった形で、長期・短期を含めて任期がある形での受け入れでございますので、プロパーの職員をふやしていないというのはそういった例もございますので、当然その期間が終了すれば、新たに再更新しなければ現員数は自然と減ってまいりますので、そういった面で不自然なく現員数を減らしていけるとは考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 説明によりますと、ことしは40人ぐらいの退職で、何人ですか。退職の方も結構おるとい話なんですけど、再任用、それから再々任用ありますよね。この予定というか、これは町長けれども、退職される方々が全部おやめになる、それで少なくなるからまたさらに人数をふやすと、合計的には30人ふやすんでしょうけれどもね。その再任用、あるいは再々任用の見通しというか、予定はどれぐらいを考えているのか。それで、その再任用に当たって、職席というのかな、役職というのか、どういうふうには今後はなっていくのか。それをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今のところ退職者は、病院除きで12名予定してございます。うちプロパーの職員が9名でございます。再任用につきましては、現在退職者を中心に一応その意向は確認してございます。今のところ、新年度2名ほど再任用を行う予定では準備はいたしてございます。

それと、あと職席の関係でございますけれども、基本的には現有の職責というわけには考えてございませんで、当然スタッフ職の仕事を行っていただくのが通例でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 12名、病院の職員を除いて再任用するのは2人ということになると、全く少ないですね。これは、原因というか、本人の何ていうか、別な人生を歩むというか、こういうことになるかと思うんですけれども、一番が希望でしょうからね。でも、せっかくのこの知識と経験を持っている方々ですから、できればもっと多くの方々にこの復興がなされるまではお願いできればいいのかなという感じはするんですが、その辺、町長、どうです。

町長からお願いはしないのですか、こういうのは。どうなんですかね。（「答弁の修正があります」の声あり）答弁の修正ですか。では、先に修正してください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） すみません。再任用の予定者ですけれども、4名の誤りでございます。失礼いたしました。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 2人だということで、12人中2人だからびっくりしたんです。4人ですか。それでも、できるだけ多くの方にご協力をいただければなという感じがするんですね。

それで、こういうのというのは、本人の希望で、あとは仕方ないなということで、執行部からの、特に町長からのお願いみたいなものはできないものなのかどうなのか。何とか協力してくれないかと、そのお願いのされようによっては、また考え方も変わってくるのかなと。

「何、さっぱり俺にお願いしないもの、俺はやらない」という人もいるのではないかなと、こう思うんですね。その誠意を持ったお願い。派遣職員の方々も大変ありがたいんですけども、やっぱりずっと何十年もお勤めをしていただいて、中身も十分に熟知している方々にいてもらおうと、非常に町民としても助かるのではないかなと、そんな思いで今質問しているんですがね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災直後から、派遣の職員の方々においでいただいているという状況を鑑みれば、やはり再任用という形の中で復興のお手伝いをお願いしたいということで、これまでやってまいりました。それで今回4人という方でございますが、基本的にある意味私も、職員の方々、ご承知だと思いますけれども、震災以降ずっと不眠不休でやってまいりました。ある意味自分でここまでという一つの目標があってやってきた方もいらっしゃいますので、無理強いしてまた再度というわけにはなかなかいかない部分も実は実態としてございます。そういう状況の中でございますけれども、今回はでも4人の方々に再任用ということで応じていただきましたけれども、本音を言えばもう少し多くの方々にという思いもあります。ただ基本的には、繰り返しますが、ご本人が最終的にはもうここまで頑張るという思いもあるのは否めないとも思いますので、しょうがないのかなという思いがいたしております。

（「個別にはしないの」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 個別にすることはございません。ただ再任用で応じていただきたいとい

うことでお話といたしますか、個人ではないですけれども、希望をお願いしたいとした経緯はございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ただいまお話になっている、支援で来て、派遣で来ていただいている方々なんですけれども、たまたま他県の人と話す機会がありまして、宮城県、特に南三陸町は非常に入りやすいと。そして、アパートから住むところまでそろえてもらって、そして人も温かくて、仕事がやりやすいという声が聞こえておりますので、ぜひこれからも、派遣の人たちは家庭を置いてきていますので、その辺、皆さんで温かく迎えていただきたいと、これからもよろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今回、30名ですか、増員というような内容であります。ここ二、三年は確かにいろんな復興最盛期でありますから、非常に多くの職員が必要だろうと、大変現在の方々にはご苦勞をかけているなという、そんな感はいたしております。

昔から「人と入れ物はあるもの使え」というか、そういういろんな例えがあるように、やはりある程度財政が大きく伴うことでもありますし、採用したものの、少なくなったから、人口が減ったから、仕事が少なくなったからやめてくれというのはできないわけですから、本町において相当の優秀な職員が大災害によって犠牲になったと。相当大変な内容だろうということとは想像しているわけですけれども、ただ本町は、恐らくこの災害復旧が終了して落ちついたときに、果たして人口が何名になるのかなど。人口によって職員数が必要になってくると思う。特に他の町村のように、特別に南三陸町の町長は優秀な町長ですから、これからいろんな事業を展開していくかわかりませんが、普通は常識は機械的に進んでいくんですから、それによって基準財政需要額が決定されて運営されていくと。その前に本町で、私は恐らく、二、三年、恐らく3年ぐらいかかるでしょう、復旧が進むのはですね。その前に1万2,000人ぐらい、きのうの新聞、私もインターネットもちよっと見ているんですけれども、今登米市では、南三陸町の住民のための住宅建築がラッシュで行われておりますよと、きのうのネットでそういうふうに説明していました。大変だなと感じているわけですけれども、その場合に、果たして人口に対する職員数、一体人口が何人に対して、これは基準財政需要額で恐らく決まっているでしょうから、私は1万3,000人ぐらいに落ちつけばいいなと、私は個

人的にそう思っておりますが、一体何人を目標にしてその職員数を増員しようとしているのか。

私は、できれば臨時職に働きたいなという人が随分多くいるんですよ。そのような方もいっぱいいるわけですから、後で苦勞よりも、財政難に苦しむよりも、そういうことも、言われなくても考えているだろうと思いますけれども、そこら辺が心配だなと思って今言っているわけですが、一体1万3,000人ぐらいの人口になった場合の基準職員数は何名ぐらいになっているんですか。おおよそ決まっているはずだからね。ここ2、3年は確かに忙しいから、それはそれなりに臨時職であれば、普通職の最初はなんですけれども、最初職員になったなりたてとといいますか、最初は安いですがけれども、これがどんどん給料が上がっていく。一番かかるのは人件費ですから、やはりそこら辺はよく考えて採用したほうがいいのかなど。臨時職850円です、1時間ね。850円ぐらいでしょう。普通の皆さん方の、特別な最高職だから、それなりにここで幾らということを語る必要もありませんから言いませんが、そういうふうになっておりますので、そこら辺をよく検討した結果のそういう今回の提案でしょうけれども、その辺について少し詳しく、今後どのように想定をしているのか、この南三陸町を。

そして、施政方針にいろいろ書いてありますけれども、この施政方針どおりだと大したことないですよ、はっきり言って、中身がね。非常に耳の痛いことを言うんですけれども、これから施政方針に対していろいろ伺いを立てていきたいと思いますが、後でね。一体何人になると思う、何人に落ちつくのか。その辺が心配だなと思いますよ。そういうことをわかっていて職員を増員するのであればいいんですけれども、できるだけ臨時職で、今1.9倍だと思う、この気仙沼、志津川で。2人ほしいのに対して1人しかいないんだ。それは、その内容によるんですよ。水産加工だとか、失礼なことを言いますけれども、今の方々は皆さん最低限高等学校で、大学を出て、そのことは今の大学も同じような内容になっています。普通今、昔の大学は今の大学院だから、大学院が大学卒業で3分の1ぐらいあるんですから、大学院に進学している人が。そのような中で、水産加工屋さんに行くことは、来て工事、土方や土工になるとか、そんなに、選ぶんですよ。選ぶ権利は誰にでもあるからね。職業を選ぶために附属しているんですから。これは何人多くなっても、私は大変だと思いますよ、加工関係は。そのような中で、今後心配するものですから、そこら辺をどう考えて採用を決定したのか。町の事業の関係、何をどうしようとして、今までの流れ、それから施政方針等の内容、それらを見れば、特別多く職員が必要だというようには見えないんです、私から見ると。そんなことで、大体1万2～3,000人の人口で、幾らぐらいの職員が基準なのか。その辺どうな

っているんですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 職員の定員の適正化の観点のご質問だと思いますけれども、単純に人口だけの比較で職員の定数が決まるわけではございませんので、やはりそこには行政の需要に応じた形で職員数の配分がいくようになっております。例えば海辺の町と内陸部の町では、やはり漁港を持っている事業、また内陸だと山林が多い町がございますので、当然それに応じて組織編成もしておりますので、その組織に応じた形で定員の適正化を図ってまいるのが通例でございます。

したがいまして、1万3,000人になったときにどれくらいの職員数が適正なのかというのは、今一概にはちょっと申し上げられませんが、現行でも今大体200名くらいと、この前の所見で申し上げました。当然、毎年度退職者と新規採用がございますので、そこら辺のバランスを考えながら現員のプロパー職員についてはこれから推移していくわけでございます。したがいまして、今現在、平時でない対応につきましては、派遣職員の多くの職員で対応しているということがございますので、事業の完了に伴って、その派遣職員がどんどん抜けてまいりますので、必然的に残ったプロパーの職員が、最終的には定員という形になろうかと思っておりますけれども、人口がもしこれから減ってまいりまして、それなりに行政需要も減っていけば、新たな定員適正化計画をつくりまして、それに見合った形で職員定数を減らしていくという形で進めてまいることになろうかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 総務課長から聞いているのではないんです。正直に言ってね、総務課長が決定するのではないですから、増員を。私は、町長さんから伺っているんですから。今のそんなものは町長が決めるんでしょう。あなたが30名必要だったから、30名ということではないんでしょう。

それから、災害復旧最中は、説明のあったとおり、人員が何ぼ多くても足りないぐらいの状態です。それが済んだ暁には、大変厳しい内容になりますよ。税収も減るんですから、とんでもなく。その場合に、1,700名の人口のときも、1万7,000人の人口のときの職員も、1万3,000人のときの職員も、同じ仕事の内容ですよ。この施政方針にも、何か新たにこういうことをやるために人員が必要なんだと、何かまたあれば別だ。そういう何物も今のところ見えてこないから、あるんでしょう、私は調べて言っているんだから。人口何名について標準の職員の規模というものはあるんです。それを聞いているんです。その職員30名の増員が必

要だというのは、総務課長でも、副町長でもありませんよ。佐藤 仁町長が決めることだ。  
そうではないですか。町長の判断を私は仰いでいる。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の30人の増員というのは、派遣職員がふえるということでの増員で  
ございますので、プロパーの職員をふやすという観点で30人増員ということではございませ  
んの、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） そうすると、職員をふやすのではないんだ。派遣職員を30名ふやすとい  
うことね。ここの南三陸町の職員をふやすということではないんだね。そうすると私の勘違  
いだわ。それであればあれなんですけれどもね。私はそうではなくてね、変なことをするも  
のだなと思って質問しているんですよ。プロパーね、横文字はわかりませんから。ここにも  
と座っている人はわかるけれども。そうすると、派遣職員を30名ふやすんだと。職員はふや  
さないんですか、それも。退職職員は12名、そして新たに新正職は何人ふやすのか。

そして、今言ったついでですので、今、総務課長が言ったのはわかりますよ。いろんな地域  
性、いろんなものがあって、基準財政額というのが決まってくるんだから、それはわかって  
いるの。私は、標準というのはということをはっきり言っているんですから。標準財政規模  
というのは標準だ。そういう海あり山ありだから、面積にもよれば、いろいろな要因がそこ  
にはあってはじき出されてくるんですよ、基準がね。そうすると、新職は一人もいないのか  
どうなのか。あるいは、派遣職員だけを30名ふやすと、それだけの解釈でいいんですね。

（「私がお答えしてよろしゅうございますか」の声あり）語りたければ、あんたでもいい。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） お許しをいただきましたので、私がお答えしますけれども、そもそも  
今の280名のうち……、その前にいわゆる派遣をいただいている職員、このものもいわゆる定  
数条例というか、定数に含まれるものですから、制度的に。どうしても職員をふやさなけれ  
ばならないということで、今280名のうち約100名以上は、本来町の職員ではなくて、臨時的  
によその市、町から応援をいただいている職員です。ですから、町の正規の職員はほとんど  
変わってございません。165名でございます。

それで、今回退職が9名、正規の職員が9名と説明がありましたけれども、改めてそのかわ  
りといいますか、新しく今回4月から新規採用する町の正規の職員は10名の予定です。だか  
ら、町の職員そのものとしては3名が実質4月からふえるということだけでございまして、

全体的には大きくふえるということではないということです。ご理解いただけたと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） そういうふうに、やはり副町長の説明はわかりやすい。あの方々はね、その割でないんだね。別にわかりやすく皆さんが納得するような説明でないと、私だけ納得しないのかわかりませんがね。ただこの内容、ここの18番の内容を見ると何かね、そうではないように見えたものだから。そういうことであれば、討論するわけではないからね、それ以上は言いませんが、内容についてはおおよそわかりました。まず適当なことを考えているんでしょうから、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

先ほど、町長さんの話の中で、今職員は不眠不休で頑張ってこられたと、それで非常に疲れているのではないかとということです。いろいろ聞いてみますと、確かに職員の方は震災後、本当に自分の家族が亡くなったり、被災している中でずっと頑張ってこられたんだと思います。

それで、やはり将来を見越して町の人材をつくるという意味でも、新規の採用をもう少しふやしたらいいのではないかと私は思います。派遣に頼るというのは、本来はないことであります。今のところは仕方がないとは思いますがけれども、仮に例えば今心配されています南海トラフとか、向こうでいろんな災害などがあつた場合には、この人たちがいられるのかと。逆に、南三陸町からも応援に行かなければいけないのではないかと、そういうようなことも考えられますし、それからこの前の雪とかしけでの災害対応についても、やはり職員が少なくなると対応がおくれるというようなことが心配されますので、財政問題もあるとは思いますがけれども、やはり人材をふやすためにも新規の人をもっとふやしたらいいのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々は、行政は継続でございますので、将来的な町の姿ということも十二分に我々は検討しなければいけないと思っております。そういった観点におきまして、職員はそれぞれの適正な規模という形の中で採用していくということになっておりますので、どうかひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもつ

て質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第19号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第19号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、外国旅行の際の旅費として支給していた支度料を廃止するため及び指定都市に滞在する場合に支給していた特別手当の支給要件の表現を明確化するため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第19号の細部説明を行います。

まず、議案書の4ページをごらんいただきたいと思います。改正分でございます。

今回の改正条例は2条立てとなっております。第1条では、南三陸町特別職の職員で常勤



のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、第2条で、南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部改正を行ってございます。

主な改正内容につきましては、議案関係参考資料を用いてご説明いたしますけれども、説明の順番として、初めに第2条の職員等の旅費に関する条例の改正内容からご説明いたします。

参考資料の5ページをお開きください。

今回の改正内容は、大きく2点ございます。

まず第1点目は、昨年来県内各市町において、職員の外国出張の際のいわゆる支度料のあり方について、昔と今では時代背景が異なるのではないかという疑問がございまして、支度料そのものを廃止、または実費の支給、そういった形に切りかえる動きがございました。当町におきましても、現在の状況を鑑みて、この支度料そのものを今回全て廃止する改正にいたしてございます。なお、平成25年度中におきましては、職員の海外出張は数件ございましたが、支度料の支給そのものはございませんでした。

次に、第2点目として、ページの右端の備考欄に、「特別手当支給要件の明確化」と記載してございます。別表第1の内国旅行の旅費の規定の備考の2に、東京や大阪などの指定都市へ出張した際、特別手当として2,000円を支給する規定がございまして、現行の条例では、東京の位置づけが明確でございました。東京都につきましては、現在特別区が23区、26の市、5つの町、8つの村の計26団体で構成されておりますが、このうち2つの町と7つの村の9団体がいわゆる小笠原などの離島に当たりますので、本土にございます東京都の団体数につきましては、差し引いて53団体となります。現行の条例においても、特別手当の支給については、運用上本土の東京への上張のみ支給してございました。条例の規定上この辺が明確でなかったために、今回は改正案に記載のとおり、「東京都（島嶼部を除く）」、島嶼部はいわゆる離島でございまして、これに改正するものでございます。決して、現行の支給範囲を広げるものではございませんので、その取り扱いについては従前のとおりであります。

次に、議案関係参考資料の5ページ、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございまして、ただいま、職員等の旅費に関する条例ご説明したものと同様に、外国旅行の際の支度料の廃止、それと東京都へ出張した際の特別手当の支給要件を明確化したものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君

○1番（後藤伸太郎君） 後藤です。

端的にお伺いしたいんですけども、支度料というのは、いただいて何を支度する料金なのかお伺いしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） いわゆる支度料ですと、具体的に申し上げますと、海外旅行の際の保険料、それと最低限の医薬品、現在は職員を含めてみんな持っているんですけども、いわゆるスーツケースとか、旅行かばん、あと最低限の儀礼品ですから、いわゆるお土産品、あと任意の予防注射、これらのものがいわゆる支度料と規定されてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その支度料を県内のほかの自治体さんとかが時代背景が多少変わってきたというような理由があって見直していくという動きがあったという説明があったと思うんですけども、時代が変わっても保険とか注射とかは必要なのではないかと思うんですが、そのあたりの取り扱いがちょっといまいち腑に落ちない部分があります。経費を削減するですとか、財政を切り詰めていくという趣旨の改正なのかどうかというところだけちょっとはっきりさせておきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 理由は、両面あるかと思います。ただ、やはり昔においては余り外国への旅行というのは確かに件数もございませんでしたし、当然もしそういった出張が生じた場合には、それ相応やはり準備が必要だと。当然、スーツケース等も持っていなかったということもあろうかと思しますので、そういった面で、この条例の最大の根拠となっているのは国家公務員の旅費法でございますけれども、当時は規定されてございました。それが、ある市町からそういう話題提起がありまして、県内各市町でも見直しが昨年来始まってございますので、当町においても、支度料そのものを現行の条例で廃止しても、職員の海外出張がもしあった場合においても、経費的にもさほど問題にならないだろうという観点から、今回全文削除した内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） もう1点だけ、2点かな。

支度料というのが実際のどの程度金額として支給されていたのかということと、昔ほど海外旅行が特別なものではないという意識、例えばスーツケースなども皆さんお持ちであろうということとは十分納得できるんですけども、先ほどの説明の中で実費で支給するほうが実態に

即しているというような説明があったかと記憶しているんですけども、支度料を廃止して実費で支給するのであれば、要は削減される経費としては同じなのかなと思うんですけども、その辺の説明だけいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 県内の各市町でも、実費相当に切りかえをした団体もごございます。そのほか、例えば旅券の交付の手数料とか、あとは義務づけられている予防接種もごございますので、そういったものにつきましては、いわゆる旅行雑費という規定がございますので、その支給で対応させていただくということでごございます。

あと、ちなみに支度料の額でごございますけれども、議案関係参考資料の8ページをごらんいただきますと、現行ではその旅行期間に応じて定額の支給額でごございますので、1月未満であれば一般職であれば6万1,900円、旅行期間が3月以上であれば8万8,500円と、このような規定でごございます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回、この支度料の廃止の条例改正ということですけども、テレビ、新聞でいろいろと報道されて、いろいろとこの条例、各市町村のやられていることに対して、ワイドショーなんかでは、おもしろおかしくというか、批判的になるというか、必要ないんだということになって、各市町村も廃止、廃止というか、世間の声に潰されたというか、追いやられたというか、世論だというような格好になったんですね。

我が町も、今回この廃止の条例改正。それで、先ほど来説明を聞いてきますと、よその市町村でも廃止だからというような廃止の理由、そうするとほかの市町村が廃止しなければこのまま継続してやったのかということにもなってくるわけですよ。だから、我が町の条例ですから、よそはよそですよ。だから、我が町が廃止する背景には何があるのかと、そこを聞きたいんですよ。よその町でも廃止だから我が町も廃止というのでは、どうも納得がいかないというか、そこなんです。なぜ、ではこれまでは必要ないものをおったのかということになるわけですから。いつその必要がないということに気づいたのかと。世論かと、ワイドショーかと、よその町に倣ったのかと、こういうことになってくるわけです。やはり条例改正ですから、我が町のそれなりのきちんとした理由づけがないとなかなか簡単には条例改正というのは難しいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 海外出張そのものが件数的にはなかったということもございまして、

従来からこの部分の規定については見直しをかけていなかったという部分がございます。世論を受けてというわけではございませんで、やはり本来の職員の旅費の支給のあり方についてどうなのかということを変更して原点に戻りまして検討した結果、支度料そのものは今後支給は不要だろうというという形で決定いたしまして、今回条例改正を提案させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回は支度料ということになっております。やはり民間と比べて、民間ではこういうものはないわけですね。名目が変わって餞別とか、いろいろとやられているかもしれませんが、こういった会社の就業規則とかなんかには外国出張に対する支度料なんていう名目はないわけですので、公務員、地方公共団体だからこそ、そういったことも認められてこれまできたわけで、今後も、今の課長の説明ですと、従来からこれは改正しなければならなかったというような話でありましたので、これ以外にもいろんな諸手当等も含めながら、やはり改正すべきものが多々あるかと思うんですね。これは、今きょうここで、何々、どれどれこういうふうにというわけにはいきませんが、今後やはり改正すべきものがたくさん出てくるかと思うので、その辺もひとつ検討しながら、研究しながら、民間企業と比較しながら、やはりやっていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回は職員の旅費を中心に見直しをさせていただきました。やはり、今14番議員が仰せのとおり、民間との検討上バランスを見ながら、いろいろ研さんも踏んでいかなければいけないというふうな、ごもつともなことでございますので、各種手当、条例をもとに、旅費の見直し等、これからも鋭意進めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ちょっと基本的なことで申しわけないんですけども、東京都の、それから地方自治法第252条の19第1項の指定都市に旅行した場合に2,000円を支給するとありますけれども、ほかの地域に行った場合と、この指定都市に行った場合がどう違うのか。なぜ、ここで2,000円なのかとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 基本的には、指定都市等へ滞在ですので、1泊以上泊まりがけがあった場合に、例えば1泊2日ですと2日分の特別手当を支給する内容でございます。

なぜ、指定都市にこういった形で支給するかといいますと、やはり例えば東京都内へ出張し

て滞在する場合、都内で移動に地下鉄、タクシー、その他もろもろいろいろ経費がかかる場合がございます。これは、それを旅費で精算するとなると、なかなか面倒なことがございますので、一応定額で、この2,000円の範囲で1日何とかしのいでいただきたいという背景もございまして、土地柄この金額を設定している内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 細かいことを申しわけありませんけれども、もしそのタクシーとかの移動が必要ない場合でもこれは支給されるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 滞在した場合には支給されることとなります。当然、やはり割高な経費が都市部ではかかるといった観点がございますので、指定都市に限ってこの特別日当の規定を設けております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 例えばタクシーとか、交通機関で移動する場合でも、指定都市とほかの地域との違いはないんじゃないかと思えますけれども、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） ある意味、指定都市、仙台も政令都市になってございますけれども、今回は仙台市は外してございます。関東圏に参りますと、やはり不測の事態が生ずる場合もございます。予定していた経路で出張できない場合もございます。そういったことももろもろ加味しての日当の制定という形でございますので、その点についてはご理解を賜りたいなと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前 11 時 15 分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 4 議案第 20 号 南三陸町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部  
を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第 4、議案第 20 号南三陸町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収  
条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 20 号南三陸町分担金等の督促手数料及び  
延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町町税条例に規定する延滞金の計算に係る特例規定の改正に伴い、税外収入  
に係る延滞金の計算についても、町税に準じた取り扱いとしたいため、関係条例の一部を改  
正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決  
定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第 20 号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の 9 ページをごらんいただきたいと思います。

ごらんとおりですが、第 4 条の延滞金の割合の特例を今回改正するものでございます。備  
考欄に記載のとおり、既に町税条例においては、国税の見直しに合わせて延滞金の計算方法  
をいわゆる改正案のように改正してございますので、今回その取り扱いを町税条例と同様の  
扱いに改めるものでございます。

具体的に申しますと、現行の第 4 条の規定では、その計算根拠を日本銀行法に置いてありま  
すが、分担金等の税外収入の延滞金がある場合、いわゆる最初の 1 カ月間は特例基準割合、  
俗に言う公定歩合でございますけれども、この割合が 7.3% に満たない場合には、特例基準割  
合に 4% を加えた率とするものでございまして、現在の特例基準の割合が 0.3% でございます

ので、最初の1カ月間の計算は、0.3%プラス4%イコール4.3%で最初の1カ月間計算されます。1カ月間を越した部分につきましては14.6%で計算する、そういうふうに規定されておりました。

今回の改正では、延滞金の計算根拠につきましては租税特別措置法に求めておりまして、最初の1カ月間は特例基準割合に1%を加えた率にする、そういうものでございまして、現在の租税特別措置法上の基準割合は1.9%でございますので、1.9%プラス1%の2.9%で計算されます。1カ月を超した分につきましては、特例基準割合1.9%に7.3%を加えた9.2%で計算されることとなります。実際に本条例を適用して延滞金を課した例はございませんが、冒頭申し上げましたとおり、町税条例等との整合性を図るために今回改正するものでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第21号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第21号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第21号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、し尿処理手数料の見直し並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、消費税及び地方消費税を適正に転嫁するため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、細部説明を申し上げます。

本条例につきましては、ごみ処理手数料等に消費税及び地方消費税を適正に転嫁するために改正するものでございますが、し尿処理手数料につきましては、震災後に収集世帯等に大幅な変動があったため全面的に見直しを行い、消費税分とあわせて改正するものでございます。

し尿収集業務は、現在町内の3業者に委託しておりまして、し尿収集手数料はその業者に支払うし尿収集委託料をもとにして定めております。しかし、東日本大震災によりまして、従来の収集世帯が激減し、収集業者の収集コストが増大している現状にあるために、改めて原価計算を行いまして、来年度からし尿収集委託料を改定したいと考えております。したがいまして、し尿収集手数料につきましても、委託料の改定と連動して今回改正を行うものでございます。

参考までに、震災前の平成22年度と平成24年度を比較したデータを申し上げますと、年間の収集世帯数が1万853世帯から7,566世帯と29%の減、1日当たりの収集台数でございますが15.7台から10.1台と33%の減となっております。

次に、議案参考資料10ページ、11ページをお開きください。

第1条関係でございますが、こちらは基本的に消費税額相当分を5%から8%に改正するものでございますが、し尿収集手数料につきましては、見直しの結果、18リットル当たり85円から97円と、消費税分と合わせて14%の増額となります。

続いて12ページ、13ページをお開きください。

こちらは第2条関係でございますが、消費税額相当分を8%から10%に改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年10月1日からとなります。



以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
6 番今野雄紀君。

○6 番（今野雄紀君） 6 番です。

先ほど、し尿のほうは収集が減っていると聞いたんですけれども、普通のごみは、この震災後最近増えているのか、減っているのか、1 点。

あともう 1 点なんですけれども、この可燃ごみのうちの木質のやつとかというのは持ち込まれるのかどうか。例えば木質といいましても、まきにできるようなやつが持ち込まれているかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） お答えいたします。

まず、1 点目のごみの量でございますけれども、震災後確かにごみ、支援物資等の関係もありまして、かなり変動が大きかったんですけれども、最近になりまして、一般のごみの量はほぼ震災前の数字に近い形で、安定的な排出になっております。

それから、可燃木質ということですが、クリーンセンターで受け入れをしております可燃物の中で、木質のものであっても一定の大きさにカットしたものであれば一般の可燃物として受け入れは行っておりますけれども、大きいものについてはこれは直接クリーンセンターでの受け入れはできないということになっております。ですから、そういった相談があった場合には、その規定の大きさに切ってもらうか、あるいは業者に処分をお願いしてもらうと、そういうふうになっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6 番（今野雄紀君） では、ごみの量は大体安定してきたということで、わかりました。

それで、木質のごみなんですけれども、私、実はけさの新聞でもあったんですけれども、まきストーブの燃料となるようなごみというか、ごみになるんでしょうか、捨てればごみ、燃やせば資源でしたっけ、そういった形で、これから町としても、何かそういった代替エネルギーのほうにも力を入れていくというようなことも聞いていたものですから、こういった状況の中で、私が思うには、まきにできるような木質のごみを何らかの形でストックヤードみたいな形で置いておいて、ほしい人に分けるというか、そういうシステムなどを考えられないかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君）　そうですね。木質のごみそのものが、今現在大量に出ているかというところではございませんで、ただ今おっしゃったような再利用とか、そういった関係で申し上げますと、瓦れきの処理の際に、要するに柱であったり、梁であったり、そういった解体家屋の再利用をチップ化しまして、ペレットであったり、あるいは木質ボードの材料であったり、そういった再利用の処理の業者に委託をして処分したという、そういう経緯はございます。ですから、そういった今後バイオマス産業都市構想の中でもペレットストーブの普及等、これから取り組んでまいりわけですけれども、そういう中でそういった木質系の再利用可能なものがどういう利用方法があるのか、その辺も含めて検討していきたいと思っております。

○議長（星　喜美男君）　今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君）　以前ですと、町場でそういったごみが出たときに、処理に困るということを知っていたものですから、今はもう仮設になってしまいましたので、これから例えば先ほど課長の答弁があったようにバイオマス産業のあれを目指すというのであれば、今のうちからそういった形で、なんていうんですか、薪になるような木のトレードセンターみたいな感じの機能を持っていくことも必要ではないかと思っておりますが、一応もう一回そのところをお聞きします。

○議長（星　喜美男君）　環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君）　薪として利用できるようなものは、基本的に廃棄物ではなく資源物ということで、別の扱いといいますか、そういう違った考え方で、検討していく場合は、廃棄物とは別の枠で考えていきたいと思っております。

○議長（星　喜美男君）　ほかに。9番阿部　建君。

○9番（阿部　建君）　説明は非常に説得力のあるわかりやすい説明ですので、その中で、関連になるのか、3,200件ほど少なくなっている、22年から現在ではね。その中でも、業者が3業者ということですが、その3業者がそれで成り立つのだろうか、そういうふうなことも疑問を持つわけですけれども、3,200戸減っても、前にも一千幾らのときも3業者、3,000戸でも3業者なのか。それで業者は経営が成り立っているのかなというように考えるものだから、その辺の考え方について伺いたいと思っております。

○議長（星　喜美男君）　環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君）　確かに今3業者の方々が、震災前に実際やっていた業務と比較しますとかなり収入も減っている、そのとおりでございまして、そのために今回委託料自体

も見直しをしたいということでございますが、現状とそれから町内の今後の見通しといたしましては、し尿収集、いわゆるくみ取り式のトイレがこれからふえるというのはちょっと考えにくいという現状がございます。公共下水道も志津川地区については廃止が決定しております、今後は合併処理浄化槽、こちらの普及が拡大していく。それに従いまして、現在町内の収集業者のほとんどは合併処理浄化槽の清掃、それから運搬処理業務も実施しておりますので、これまでのし尿収集から浄化槽での処理へシフトしていくと考えております。

ただ、町で委託しておりますのは、あくまでもこのし尿収集業務だけでございますので、その辺は今後業者さんと汚泥処理の許認可の関係を、町としても今後を見据えて、今後の参入については検討していく。それから、し尿につきましては、とにかく現状この先数年間は現在の量が続くんだらうと思いますので、その間経営的に負担のないような委託料をと考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

これは、消費税の値上げのために上げるということと数が減ったために見直しをしたということですが、これによって、例えばし尿処理で一家庭でどのぐらいの負担増になるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） し尿処理手数料につきましては、消費税もちろん含みますけれども、全体的な見直しを行った上での比較ということでお答えさせていただきます。

環境省の統計資料から1人当たりの排泄量といいますか、そのデータをもとにして試算いたしましたところ、1人当たり年間に現行では3,900円ほどかかります。それが、改正後であると4,400円ほど。年間にいたしまして、1人500円ぐらいの負担増ということになります。ですから、4人家族であれば、掛ける4で年間2,000円ぐらいの負担増になるかと。ただ、これは老若男女全ての方の平均値ということでございまして、前提が1年間全て自分の家のトイレを使った場合での計算でございますので、現実的にはそれよりは若干下回る数字になるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 金額にして多いか少ないかはちょっとあれなんですけれども、いろんな意味で、この後いろいろありますけれども、消費税関係で負担がふえてくる中で、少しでも住民の負担軽減策は考えられないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ご指摘の部分については一定の理解をいたしてございますけれども、ご案内のように、今回の消費税率の改正、すべからずでございますし、その辺についてはご負担がふえるということは確かでございますけれども、ご理解をいただかなければいけないということと、それからし尿については、先ほどからご説明をいたしておりますように、し尿の処理業務が円滑に推移するためにコスト等をもう一回見直したということでございますので、ご発言の趣旨は十分理解をいたしてございますけれども、ご理解をいただきたい。このことについて、現時点で特別な対応ということについてはなかなか難しいというのが正直なところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、答えがありましたけれども、ごみの中で事業活動に伴って配置されるというのがありまして、ここで手数料がふえると。こちらは基本的な部分で見直しはないんでしょうけれども、消費税に伴って上がるということでしょうから、これによって今持ち込んでいる事業者、事業者によっていろいろ量は違うとは思いますが、平均なところでどれぐらいの負担になるのか。そして、その軽減策はないのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 事業活動に伴って発生する、排出されるものということでございますが、これは一般家庭から出るもの以外の事業所から持ち込まれるものでございますけれども、年間といいますか、その事業所ごとの金額というのはちょっと今手元にはございませんけれども、従来50キログラムごとに300円いただいておったのが、308円というふうな金額でございますので、先ほど副町長が申し上げたとおり、このごみ処理手数料につきまは、消費税分相当額のみ改正ということにしておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第22号 南三陸町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例  
制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第22号南三陸町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第22号南三陸町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により壊滅的な被災を受けた波伝谷地区漁業集落排水処理施設を廃止すること並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、消費税及び地方消費税を適正に転嫁するため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、議案第22号の細部について説明させていただきます。

議案関係参考資料の14ページをお開き願います。

今回の改正は、町長説明にもありましたように、波伝谷地区の魚集配施設が震災により壊滅し、補助金等の適正化法の適用を受けないと補助金の返還をしなくてもいいということの確認ができましたことにより、廃止、解体処分したことに伴う条例からの削除と消費税率の引き上げによる改正であります。第13条中の「100分の105」を「100分の108」に、あわせて別表から波伝谷地区の部分を削除するものであります。

15ページをお開き願います。

これにつきましても、27年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることから、同じく

「100分の108」を「100分の110」に改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第23号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第23号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第23号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律の施行に伴い消費税及び地方消費税を適正に転嫁するため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では、議案第23号の細部説明を行わせていただきます。

ただいま町長が提案説明で申し述べたとおり、今回消費税率の改正に伴いまして当町の改正

すべき関係条例は、さきにご審議を頂戴した議案第21号及び22号の条例の改正のほか、ただいま上程されました全部で12本の条例がございます。私からは、総括的な条例改正の経緯、理由等をご説明いたしまして、個々の条例の主な改正内容については、それぞれ関係担当課長から逐次ご説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、議員ご承知のとおりですが、平成元年に消費税が導入されましたが、消費税は最終的に消費者に負担を求めることを予定している税でございます。したがって、消費税の増税分を適正に転嫁しない場合には、本来サービスを受けた特定の利用者に転嫁すべき消費税、これを町民全体で負担することとなりますので、結果、住民間に不公平が生じてしまうことにつながります。こうしたことから、消費税の課税対象とされる公共サービスの料金につきましては、平成元年には3%、次いで平成9年には5%を転嫁した内容で関係条例を改正した経緯があります。

今回も同様の考えで、関係法律の施行に伴いまして、本年4月1日からは8%に、来年の10月1日からは10%へ引き上げられるということから、使用料等を規定してある関係条例の改正を行うものです。

次に、個別の条例の改正内容の説明に移ります。

初めに、総務課所管の条例についてご説明いたします。

議案関係参考資料の16ページをお開きください。

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正でございます。

今回、消費税率の引き上げに伴うものは、行政財産の目的外使用による使用料の規定の改正でございます。別表に記載のとおり、建物の目的外使用は、現行では建物価格の1割、10%に5%の消費税を転嫁した料金に設定しておりました。これを消費税の増税分3%を加えまして、10.8%に改正するものでございます。

また、備考の7に記載してある部分については、土地についての使用料の算定方法ですが、1カ月以上の土地の使用料は非課税でございますけれども、1月未満については課税対象となるために、今回それぞれのパーセンテージに応じて5%の消費税が転嫁してあるものを改正案では同様に8%の転嫁に改めるものです。

次のページの議案関係参考資料第2条関係では、第1条で改正した内容をさらに消費税率10%に引き上げた場合の改正でございます。対応する条文につきましては、改正条例第1条と同様でございますので、ご確認をいただきたいと思います。

なお、8%の税率改正、10%の税率改正に伴う本条例の執行期日については、改正条例の附

則にて、それぞれ平成26年4月1日、平成27年10月1日と規定してございます。

以上が財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の改正内容でございます。

続いて、史跡公園設置及び関連条例の一部改正につきましては、生涯学習課長がご説明をいたします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 入谷の南三陸町史跡公園がございまして、それらの関係の手数料の改正でございます。

18ページでございますが、備考のところの改正でございます。改正案のほうが、面積の認定については、1平方メートルに満たない場合は端数を切り上げるというものと、税率につきましては8%にすると、それから使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるという内容でございます。これは4月1日からの改正の分でございます。

次のページが10%のやつで、27年10月からの改正の部分の備考欄の改定でございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 続きまして、第5条に関わります南三陸町せせらぎ水土里公園設置及び管理条例の一部改正でございます。

内容は、前者と同様の内容でございますが、敷地内を有料で貸す場合の消費税にかかわる増になります。別表において定めている内容をそれぞれ100分の8、それから100分の10に段階的に上げる内容となっております。

続きまして、第7条の関係でございますが、南三陸町葦の浜農村公園設置及び管理条例の一部改正についてでございます。これも消費税の増額にかかわる内容で、前者と準ずるものでございます。別表の内容をそれぞれ100分の108並びに100分の110に改める内容となっております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私から9条及び10条についてご説明を申し上げたいと思います。

改正の内容につきましては、これまでの説明のとおりでございますが、月割計算の端数処理規定の表現を明確化、それから消費税規定を追加したものでございます。

議案参考資料の24ページをお開き願いたいと思います。



漁港管理条例の新旧対照表でございます。備考欄の3、それから5が主な改正点でございます。占用料に年額で規定があるものについて、月割りの考え方を示しております。それから、5に消費税の課税される部分を追加しております。

それから、25ページが都市公園の条例でございます。これにつきましても、備考欄の3につきまして月割りの考え方、それから26ページに消費税の課税の考え方をそれぞれ追加させていただいているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 続きまして、第11条、第12条の下水道条例の関係で説明させていただきます。

これも先ほどと同様でございますけれども、消費税率の引き上げに伴う改正と端数処理に係る文言の整備でございます。

12条関係も消費税率の引き上げに伴う改正でございます。

以上、よろしく願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 13条道路占用料条例の改正でございます。

これにつきましても同じく、年額で定められている占用料の月割りの考え方、それから消費税率の考え方でございます。

議案参考資料の29ページをお開き願いたいと思います。

備考の5につきましては、占用料が年額で定められている場合の月割りの考え方、それから6につきましては消費税の規定でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 第14条、第15条給水条例の関係でございます。

これも先ほどと同様に、消費税率の引き上げに伴う改正と端数処理に係る文言の整理でございます。

15条も同じでございます。

よろしく願いします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 第16条、第17条関係について、私からご説明申し上げます。

ます。

議案参考資料の33ページからということになります。

一応、項目の整理ということで、一つはございます。ほとんどは消費税の絡みなんですけれども、項目の整理で33ページの関係については表の中に入れるということで、この5から削除している。

それから、34ページの関係でございますけれども、前の条で、項目の整理をこの表に入れていることと、それから利用料条例で震災前の病院の関係が削除されていなかったものを整理しています。例えば、特別室の室料差額とか、自動車輸送料ということで、救急車を前に持っていたんですけれども、これがなくなったということで、この項を削除しているということでございます。あとほかについては、金額的に診療報酬で診られない部分の自由診療に係る消費税を5%から8%に上げた金額ということになっております。

続きまして、17条関係でございますけれども、40ページをお開きいただきたいと思えます。

17条関係については、訪問看護ステーション事業の料金の関係でございますけれども、一つは、前のほうについては、この表の関係でございますけれども、2時間を超える訪問看護料ということで、30分単位で診療報酬に定めがなかったものを入れておりましたけれども、それが早朝・夜間訪問看護加算とかということで、診療報酬で診られるということでございますので、それを削除しております。それで、診療報酬で診られない部分、つまり営業日で90分を超える訪問看護料1回は診療報酬の中で診られるんですけれども、2回目以降診られないということなので、それをこの新しい規定として入れております。それと、あと交通費とか死後の処置料については、消費税を5%から8%に上げるという内容で改正しております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 第18条の関係でございます。

南三陸町ひころの里設置及び管理条例の一部改正ということでございまして、こちらも敷地の一部を使って営利を伴うような活動などに係る有償での貸し付けの場合の消費税の改正でございます。内容につきましては、同様でございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時56分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番。

先ほど説明があったんですけれども、建物の目的外使用とありましたけれども、その建物というのは具体的にどういった建物なのか、伺いたと思います。

あともう一件、これはちょっと関連になるのかどうかあれなんですけれども、南三陸町の財産ということで、知的財産と申しますか、南三陸町のイメージとしての財産について伺いたと思います。

実は、きのう、きょうの新聞で、震災記録映画でやらせとかとなっていて、これに関してちょっと町との関わりがあるかどうかはあれなんですけれども、伺いたと思います。実は、ドキュメンタリーということで、映画、多分広告屋さんの社員が撮ったらしいんですけれども、この南三陸町と名前が出る映画とか、その他いろんなあれに関して、町との関わりというか、それを伺いたと思います。

実は、少し前の新聞でも北海道どこかの町で何か有名な村上春樹さんの小説で、たばこを投げ捨てたという描写があったという、そのことで議員の方が何か申し立てではないんですけれどもあれをしたということもあったものですから、私がここで伺いたのは、いろんなこういったメディアに対するあれに関して、町の関わりというか、例えば事前に脚本とかを見せられるのかどうかという、そういうところをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、建物の件でございますけれども、こういう建物でございますので、庁舎とか、ベイサイドアリーナとか、そういった建物を指してございます。目的外使用でございますので、具体は、例えば自動販売機の設置とか、そういった形で設置した場合の一定の使用料を徴しているといった内容でございます。

それから、知的財産の件でございますけれども、ちょっと資料は持ち合わせてございませんが、たしか当時商標登録で「ウタちゃん」の商標を特許庁で登録した経緯があるかなと思っております。

あと、映画とメディアの関係につきましてですけれども、特段映画の件と町では関係はございません。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 建物とウタちゃんの件に関してはわかりました。

それで、メディアの関係なんですけれども、実は映画に関してなんですけど、いろいろありまして、この「ガレキとラジオ」もそうなんですけれども、「今日子と修一の場合」という映画もたしか南三陸町をうたって上映されました。そういった映画の内容等について、私は個人的には、残念といったら残念なんですけれども、複雑な思いで見たものですから、こういったことに関して、せっかく復興ということで町を一生懸命つくっているものですから、こういったメディアの関係で何かこう負のイメージというか、出るのは、大変残念なことだと思います。

そこで、町長に伺いたいんですけれども、町長のところに例えば撮影とかなんかが来るときに、許可とかなんかというのは来るかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） とりわけ私のところに許可をとりになどというのはございませんが、今ありました「今日子と修一の場合」、あのときはたしかプレハブの町民税務課の窓口で多分撮ったと思いますが、そのときはご協力いただけませんかというお話はいただきましたが、それ以外は一切ございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） もしできればなんですけれども、そういった協力をするときにも、どういった内容の映画かということをしつかりある程度、全体ではなくても確認して、許可というか、出す必要が私はあるのではないかと思います。

ちなみに、この中で、「今日子と修一の場合」という映画を見られた方は執行部の方でおられます。私の個人的なこういった、きのうから文学だ、芸術だと申しわけないんですけれども、私個人の願いとしては、ベイサイドアリーナで上映できるような内容の映画とかに町としても関わっていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ただいまの中で、第5条の南三陸町せせらぎ水土里公園の件なんですけれども、駅前にあった水土里公園、せせらぎ公園のことを言っているんでしょうか。そして、それであれば、

個々の料金というものはどういうもので料金徴収になるのか、お聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 条例に定めます南三陸町せせらぎ水土里公園は、入谷の林際にある水車のある親水公園はご存じでしょうか。そこを指します。そして、その行為なんですけれども、その公園の中で行う一定の行為の制限が基本にございまして、町の許可がないとできないという行為として、行商、それから業として写真、映像を撮影すること、それから興行を行うことなど、いわゆる一般的にビジネスにつながるような使い方をしたい場合には、本来の目的はそこにはないものですから、町の許可を得てやってくださいと。それで、それに対する料金を別表で定めてあるという仕組みになっております。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

先ほども言いましたけれども、消費税についてなんですけれども、この消費税はいろんな意味で問題がある税制だと言われております。例えば低所得者にとって負担感が多いとか、それから同じものが同じ値段では買えない、あるいは事業者にとって非常に事務が面倒くさいとか、それから消費者から消費税をかけた料金を取ってもそれを納めなくてもいいとか、いろんな意味で問題がある税金と言われております。本来はこれはないほうがいいと思うんですけれども、これは国で決めたことですので、なかなか難しいと思うんですけれども、それでずっとある中で、これがみんなやはり住民のいろんな生活の負担になるので、やはりその点の、先ほども言いましたけれども、負担軽減策は考えられないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 冒頭にご説明したとおり、消費税は末端の消費者が負担すべき税だということは小野寺議員も十分にご承知のことと思いますけれども、町も、公営企業は当然課税後、申告義務があるんですけれども、一般会計においては課税義務はあっても申告納付の義務がないという形になりますが、このような各使用料に転嫁しないと、先ほど申し上げましたとおり、一部の人が負担した税金を町民全員で負担しなければいけないといったことで、そこに不公平感が生じてしまう、平等性に欠けるということもありましたので、過去においても、消費税導入時、また5%に上げられたときも、この各使用料条例につきましては、相応の転嫁をしてきた経緯がございます。ただ、その負担軽減策という内容につきましては、現在のところ持ち合わせてございませんので、適宜この法律に従って条例については転嫁していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

この給料関係ですね。漁港施設の占用料ということでございますが、ここで漁港施設というのは何を指しているのか。そこからお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 漁港施設は漁港区域と設定がございますので、そこにある全てのものになります。物揚げ場、船揚げ場、防波堤、それから道路になるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 背後地等も含むというような意味合いですね。

それで、占用料、これは内容を細かく実は知りたいわけでございますが、ほかの公共財産と比較してどうなのかというようなこともあります。それから、ここに構築物といいますか、例えば倉庫、あるいは加工場とか、そういうものの建設というのは可能なかどうか。そういうことを含めて貸すことができるのか、できないのか。その辺はどうなっておりますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって占用料でございますけれども、これにつきましては道路占用、それから河川の部分もございますので、それらとの統合性は図っていることになっておりますので、漁港だけが安いということはないということになっております。

それから、個人での占用は可能かということでございますけれども、そこにつきましては、これまでもそうですけれども、漁協を通じてということでお話をしているところでございます。そうでないと、言葉は悪いんですけども、早い者勝ちという形になりますので、そこはその地区内で十分協議をしていただいて、そういう不公平感がないような形でぜひお願いをしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、可能であると。ただ個人ではなくて、後々のさまざまな問題点も考慮するというようなことで、今グループ的などというようなことも進められているわけでございます。実際に県では、施設保有組合の補助を受けながら、グループで建設するというようなことが今実際に進められているわけであるんですが、そういう県の考え方を見習ってこれから進めていく考えがあるのかないのか。そして、いろいろそういう申し出があった場合に、使用したい方々に対して便利などといいますか、そういう賃貸の方法でやる考えがあるのかないのか。町長、どうですかね、その辺は。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私が答弁するより、課長が答弁したほうが早かったと思うんです。今ちょっと確認したんですが、漁協を通してからのほうがということでございますので、その辺でお願いを申し上げたいということでございます。

○議長（星 喜美男君） 1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） ちょっと細かい質問になってしまうかと思うんですが、一番最初の南三陸町の財産の交換、譲与と下水、給水、病院、訪問看護以外の条項で、土地の使用料などの関するところに、新旧対照表の旧のほうに、5%の表記といたしますか、が資料から探せなくて、今までは使用料を徴収する場合に、5%の消費税というのがかかっていなかったのかということをお聞きしたいんですが。すみません、いろいろ担当課が分かれていますかと思っておりますので、どなたか代表して答えていただけるとありがたいかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 上手にお答えできるかどうかはあれなんです、誰も話さないんで、私が。

例えば、参考資料の27ページを見ると、下水道料金ですか、ここには「100分の105」というように書いてあります。例えば、下水道とか上水道というのは、これは公営企業とか、特別会計という形で、1 トン売ったら幾らというような課税取引をする商品なものですから、このようにうたっていると思うんですけれども、それ以外の手数料関係につきましては、あえて100分の105を取ることではなくて、その1時間の部屋の使用料1,000円いただくのであれば、その中には5%の消費税相当分も含んだ形で料金を設定しているというような意味合いだと思います。ですから、下水道なんかには、「100分の105」という表記がされているのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、各種施設の占用料について、私からご説明申し上げます。

消費税法では、土地の売買、それから借り上げについては、原則消費税がかからないということになっていますが、短期間の借り上げについては課税されると。その期間については、1カ月に満たないという条件がございます。それで、道路、河川、漁港についてもでございますが、実的に1カ月に満たないような占用というのはこれまでありませんでした。それで、当然条例化したとしてもそれは適用されないだろうと。今回も条例と明記はしておりますが、現実的にこれを使うことは逆はないのかなと考えております。それで、ただ法令的に

そういうふうになっているので、条例もそれに合わせて今回整備をしたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） すみません、多岐にわたる条文の説明でしたので。それで、今までは土地の占有は、要は1カ月未満の占有料を支払ってそこを借りるというような実態が、そもそも前例がないというようなことでよろしいんですか。わかりました。

それで、その施設の使用料で、例えば手数料を取るという場合には、その手数料の総額の中に消費税分が含まれていたということであれば、当然3%から5%に上がったときも恐らく対応があったんだろうと思いますので、その対応が今後8%に上がるのを見越しての対応だと、ちょっと確認になりますけれども、そのような捉え方でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回、12本の条例を一括でご提案申し上げますけれども、担当課長もそれぞれ説明はいたしてございますけれども、基本的に条例を見直す際に、現行の基準となる金額が果たして現下の経済情勢に鑑みてどうなのかということ、一応その検証は行う事務をしていただきました。それに基づいて今回改正ということですが、ただ条例の中には、今回は8%対応のみということで、テンパーセント、来年に上がる前段で、再度もう一回見直しをかけなければいけないといった条例がございます、それについては、今回8%のみの改正にしている部分がございます。申し上げますと、漁港管理条例、都市公園条例、道路占有料条例、あと病院の事業の使用料条例とあと訪問看護ステーションの条例、この5つの条例については、8%対応のみということでございますので、いずれ再度検証を行うといった内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 次の質問でそのことをお聞きしようと思っていたんですが、心を読んでいたようなので、わかりました。

ひころの里は10%には対応しているということよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） ひころの里の部分の別表2に関わる部分につきましては、対応しているということになります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） お尋ねしないかと思ったんですが、愚問でございますが、ちょっと私も



経験上余り愚問で笑われるかもしれないんですが、いわゆる今般のこの条例改正ですが、本年4月からのと来年10月からの消費税率の改正に伴ういわゆる条例改正だということで、いろいろな12本の条例を見ましても、4月からの形と来年10月からの形、2本立てになっております。いわゆる法律施行がそうなんだろうが、私が理解しておるのは、一般的に消費税、来年10月からの10%につきましては、その時点での景気動向、それを判断、勘案して決定すると。いわゆる一般的な伝わり方になっているかと思うんでございます。そうで、今般のこの条例改正に当たりましては、既に先取りをしまして、10%に改正されるのを見越してやっておるという形でございますが、その辺の法的な解釈というか、根拠というか、それをご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回、消費税に関する法律、地方税も含めて2本の法律で改正されてございます。ただ施行期日につきましては、附則で本年の4月1日と、テンパーセントについては来年10月1日と、はっきりこれは明示されて規定されてございますので、条例の改正趣旨といたしましても、法にのっとった形で今回は改正をさせていただきました。

ただ、法律のさらに附則で、来年の10月1日に、施行前に当たって、日本の経済事情なり、その辺を勘案して、国の補正予算等の経済対策もあろうかと思えますけれども、それを見越した形でなおなかなかテンパーセントに上げるのが難しいといった場合には、改めて法律の改正をするといったような状況も読み取れるわけでございますので、もしそのような状況になれば、また法律に従って当町の条例も改めて改正する必要があるのではないかと思います。繰り返しになりますけれども、法の制定趣旨に従って本条例も改正したといった経緯でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 財産関係の条例で、消費税増税に伴う条例の改正ということで、これは納得するわけでありませう。

それで、その「無償貸付け等」という、これは条例の文言ですけれども、この町の財産、無償貸し付けしている土地なりなんなり、結構あると思うんです。震災前に契約を結んで、その期間がさまざまあるわけですけれども、この震災後、津波あるいは地震等で被災を受けて、そして目的があって貸し付けをしているわけですけれども、その目的が今なされていない部分もあるわけですね。そういったものに対するその契約の内容というのはどうなるのか。一旦戻してもらおうのかどうなのか。そのまま期間までほったらかしにしておくのかどうなのか。

かということなんですけれども。無償貸し付けしているその財産で、目的が果たされていない箇所というのは何カ所ぐらいあるのか。そして、その契約条項はそのままがいいのかどうか。その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） ただいまちょっと資料を持ち合わせてございませんので、明確な答弁はいたしかねますけれども、昨今、被災の土地の有償での町での買い取りがございまして、その土地を資材置き場とかで使わせていただきたいといったことで、事業に要する用地ということで貸し付けている事例はございますが、震災前からの貸し付けの部分で、何件あってどういう状況なのかというのは、資料がございませんので、ちょっと明確な答弁はいたしかねます。申しわけございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この震災で、今、課長が言われたように、いろんなこの建設業の人たちとか、いろんな事業で入ってきている方々、場所がなくて資材置き場とかさまざま探しているようです。あるいは、従業員の宿舎を建設するに当たっての土地も探しているようであります。そういった中で当初、震災前ですけれども、こういう目的で地区の方々とか、あるいは団体が使いたいと。それで、町の財産である土地を貸してくれということで、長い期間の間書きかえながら無償貸し付けしているわけですね。それで、津波、地震、あるいは観光客、さまざまあるわけですから、人がいなくなったりとか、それで当初の契約する際の目的が果たされていないわけですね。そういった更地をそのままにしておいて、果たしているのかどうか。一旦返還してもらって、実際に使いたい方々にまた、無償とは言いませぬけれども、貸し出しすることも一つの手段でもありますし、その一旦貸した方が、貸したものだからそちらの許可をもらってくれという、又貸しのような形になってしまうのではないかという問題も出てきているわけですから、ですから一旦、その町と契約を結んでいる方々との契約の書きかえというんですかね、そういうものも必要ではないかなと思うんですがね。ただ、今、私もここで、あの箇所、あの箇所ということも、皆さんが知っているかと思って今質問しているんですけれども、そういうことであれば、予算委員会があるわけです、これから。そういったものを資料として、実際契約どおりに使っている箇所、今使われていない箇所があるわけですから、それを明記してもらおうと、今後の対応策も見えてくるのかなという思いです。ではそれで、後で議長から言ってもらって、提出してもらえればと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもつ

て質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第24号 南三陸町準用河川占用料等条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第24号南三陸町準用河川占用料等条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第24号南三陸町準用河川占用料等条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、河川法第100条第1項により、準用する同法第32条第1項の規定に基づき徴収する土地占用料及び河川産出物採取料の徴収の額及び徴収方法並びに河川占用料等に係る督促手数料及び延滞金に関し、必要な事項について新たに定めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私から細部説明をさせていただきます。

まず初めに、準用河川の説明から入らせていただきたいと思います。

ご存じのように、河川には1級河川、2級河川、それから普通河川とございます。1級については国、2級については県、普通河川については町が管理者となっているところでございます。この普通河川のうち、2級河川に準じた管理をすべき河川というものが指定されております。これは町が指定をしているわけですが、その準じる管理をすべき河川が町内に3河川ございます。歌津地区でございますけれども、港川の上流部、それから田浦川、そ

れから寄木川の3河川でございます。延長にしますと、約2キロメートルほどの延長になる区間でございます。

本来であれば、2級河川に準じた管理をすべきとなっておりますので、条例を制定し、その管理方法等を制定しなければならなかったわけですけれども、これまでその辺が未整備でございましたので、今回改めて関連する条例、まずもって占用条例を新しく制定するものがございます。基本的には、占用料の制定が主な部分でございます。第1条からそれぞれ載せさせていただいておりますけれども、その中で第3条河川占用料の免除ということで、1号から6号までそれぞれ6項目を載せております。これにつきましては、他の占用条例と全く同じものがございます、1号につきましては地方公営企業ということで、主に町内で考えられますのが上下水道の管でございます。それから、5号でございますが、道路に出入りするために、施設、川でございますので、簡単に申せば橋をかけた場合、宅地に入る橋、それから農地に入る橋をかけた場合については免除をするという内容でございます。

議案の26ページでございます。

附則に、これまでありました法定外公共物の占用部分に関して附則で改定をしているところでございます。

議案関係参考資料の44ページをお開き願いたいと思います。

これまで、法定外公共物につきましては、独自の占用料を規定しておりました。今回、道路の占用料、それから準用河川の占用料が規定されますので、それらを準用するよう改正して、あわせてこれまでありました法定外公共物の占用料、別表の1と2を削除するという内容でございます。

そして、同じく議案の27ページに別表の1といたしまして、占用料の料金を表示しているところでございます。これにつきましては、河川の施行令に基づきまして料金の設定をしているところでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第25号 公の施設の相互利用に関する協議について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第25号公の施設の相互利用に関する協議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第25号公の施設の相互利用に関する協議についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町及び石巻市が設置する保育所について、平成26年4月1日から広域入所のため、当該市町の住民が相互利用することに関する協議について、地方自治法第244条の第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、議案第25号の詳細についてご説明を申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

本案は、町民の利便性を考慮し、本町と石巻市の保育所の相互利用、いわゆる広域入所を定める協議であります。これまで、登米市と同様の協議書を締結し、平成26年2月現在で6名の児童が登米市の保育所を利用する相互利用に取り組んでおります。このたび、本町在住の児童が平成26年度から石巻市立相川保育所への入所を申請したことから、当該施設が利用できるよう石巻市と協議書を取り交わすものであります。

なお、議案関係参考資料の52ページ、53ページに協定書の案がございますので、ごらんいただければと思います。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

登米市とは6名ということですが、今回この4月から相川に行くのは何名ぐらいなのか伺いたいと思います。

あともう一点は、これから三陸道が志津川まで延びてくると、ますますこういった公の施設の相互利用というのは可能というか、できやすいと思うんですが、そういった場合に、この公の施設というのはどういった範囲までになるのか。例えば病院は、公の施設になるか、今でも使ってはいるんでしょうけれども、あと図書館とかそういったやつも入るのか。そういったこと、もし前例とかあるようでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 前段の1問目でございますが、相川保育所へ入所を希望したのは2名でございます。

それから、2点目の公の施設というようなことですが、基本的には、町民の利用に供するものというような解釈がございますので、いわゆる町民の方々が利用する公の施設、公共施設というようなことになるとと思います。図書館につきましても、通常であれば町民、町立の図書館であれば、それは公の施設になるのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ちょっと今の課長の答弁なんですけれども、この議案書には保育所のやつは載っていましたが、このほかにも適用になるということなんですか、公の施設ということですか。そこをちょっともう一度確認させていただきたい。この31ページには、志津川と伊里前と石巻各所の保育所のあれが例として載っていますが、そうすると、例えば石巻に私が行って何か公の施設を借りたいと言えればいいのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 公の施設の定義というようなことがございまして、一つは住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであることと。利用そのものが福祉の増進に結びつく施設であるというようなことが、まず前提でございます。それは、例えば留置所とか、競輪場などは公の施設ではないというようなことです。それから、2番目に住民の利用に供するためのものであることと。ですから、例えばですけども、庁舎、それから研究所等は公の施設ではないというようなことです。それから、3つ目は当該地方公共団体の住民の利

用に供するものであることというようなことですから、当該地方公共団体という、当町でいえば南三陸町の住民の利用に供するためのものというようなことになります。それから、施設であるというようなこと。最後に、地方公共団体が設けるものであることと。そういうようないわゆる定義がされております。ですから、図書館であれば、町立の図書館は公の施設であるというふうに解されると思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案上、公の施設の相互利用ということになってございますけれども、別紙に利用できる施設を列記してございますので、今回はあくまでもこの保育所の共同利用といえますか、広域入所に係る議案ということでございますので、ほかの施設については基本的には利用できないという形になるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第26号 工事請負変更契約の締結について

日程第11 議案第27号 工事請負変更契約の締結について

日程第12 議案第28号 工事請負変更契約の締結について

日程第13 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

日程第14 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

日程第15 議案第31号 工事請負変更契約の締結について

日程第16 議案第32号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第26号工事請負変更契約の締結についてから日程第16、議案第32号工事請負変更契約の締結についてまで、以上本7案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本7案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本7案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第26号から議案第32号までの7議案、工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本7案は、東日本大震災により被災した港漁港、田浦・石浜漁港、稲渕・館浜・寄木漁港、細浦・清水漁港、寺浜漁港及び折立漁港の各漁港施設の復旧工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私から細部説明をさせていただきます。

今回、7件の工事の変更契約になります。7件に共通する変更事項がございますので、あらかじめご説明を申し上げたいと思います。

今回の災害復旧工事に当たりまして、それぞれコンクリート殻の産業廃棄物が発生することになっておりました。これにつきましては、産廃処理をするというのが原則でございますので、産廃業者に運搬し、そこで処分をしていただくということで当初は考えておりました。

昨年の7月でございますけれども、重機メーカーからコンクリート破砕機並びにバックホウの無料提供をいただけるというお話をいただきまして、それをお願いしたという状況でございます。それによりまして、産廃業者に搬出するよりもはるかに安い金額でコンクリート殻の処理ができると、そして処理したものについては災害復旧事業のかさ上げの盛り土材として利用できるということでありましたので、その申し出を快く受け取りまして、波伝谷漁港に機械を設置いたしまして、そこで全ての漁港から出るコンクリート殻を運搬し、破砕し、またそれぞれ発生した漁港にそれぞれ戻すということに変更したところでございます。

それでは、1件ずつご説明を申し上げたいと思います。



初めに、議案第26号港漁港の災害復旧工事でございます。今回、161万700円の増額となっております。先ほど言いましたコンクリート殻の処分方法の変更によりまして、約200万円ほど削減ができたわけでございますけれども、議案関係参考資料の54ページをお開き願いたいと思います。港漁港の平面図がございます。赤く着色している部分が、今回の工事区間でございます。そのうち、防波堤16.5メートルという表示がございます。黄色い字でございますけれども、ここの施工に当たりまして、当初考えておりました地盤がかなり脆い部分がございます、そこに捨て石を投入しなければならない状況になりました。約130立米ほどの捨て石の投入を行ったところでございます。これによりまして、約500万円ほどの工事費が増額となりました。それと、青の文字で書いてございますけれども、一つが護岸工が11メートル減となっております。これにつきましては、防潮堤の計画が確定したことによりまして、後で手戻り工事が発生するということがわかりましたので、11メートルを減工といいますか、工事を今回は見送るという形になりました。それぞれ変更した結果、最終的に161万円ほど増額ということになりましたので、今回変更契約の議決をお願いしたいということでございます。

それから、33ページ、議案第27号でございます。

田浦・石浜漁港の災害復旧工事、物揚げ場の災害復旧工事でございます。2,128万350円ほどの減額でございます。1,500万円ほどがコンクリートの処理方法を変更したことによって削減されております。それから、物揚げ場の前面にカキ殻が付着しているわけでございますが、構造物の一体性を保つために、このカキ殻の除去が必要でございます。当初見込んだ数量よりも100立米ほど少なく済みましたので、それでまた500万円ほど、合わせまして2,200万円ほどの減額ということになりました。

次に、議案の34ページでございます。

議案第28号田浦・石浜漁港の道路用地の復旧工事でございます。これにつきましても、コンクリートの処理方法を変更したことによりまして、約700万円ほどの減額でございます。それから、石浜につきましては、一部機械では施工できない部分があったわけでございますけれども、施工方法を変更いたしまして、仮設道路を設けたということで約1,000万円ほどの縮減ができたというところでございます。

それから、議案参考資料の57ページをお開き願いたいと思います。

田浦漁港の平面図がございます。そこで青く表示をしておりますのが、道路工事の部分でございます。防潮堤の位置が確定いたしまして、防潮堤の構造物と道路が重なり合うということが確定いたしましたので、今回道路の復旧を見送るものでございます。ここの部分につき

ましては、防潮堤と一体的な工事を施工したいと考えております。それから、黄色い部分、道路背後地の舗装が抜けておりましたといいますか、利用上舗装したほうが作業活動上大変好ましいということでございますので、その部分の舗装は増工したところでございます。以上の変更によりまして、3,300万円ほどの減額という内容でございます。

次に、議案書の35ページです。

議案第29号稲渕・館浜・寄木漁港物揚げ場復旧工事でございます。これにつきましても、コンクリートの処分方法の変更、それからカキ殻の取り除き料の減がございまして、300万円ほどの減となっております。

続きまして、議案書の36ページ、議案第30号細浦・清水漁港物揚げ場防波堤復旧工事でございます。1億2,200万円ほどの減となっております。細浦漁港につきましては、過日の議会でこれまでありました物揚げ場が転倒して、工事の施工が難しいというご報告をさせていただいているところでございます。現在、ボーリング調査等をして、復旧工事の見直しをかけているところでございまして、ボーリング調査の結果、かなりの軟弱地盤で、今の計画では構造物がもたないという結果になっているところでございます。そのため、改めて軟弱地盤に対応する構造物をこれから設計いたしまして、工事を発注したいと考えておりまして、今回この分を減額するというものでございます。

次に、議案書の37ページ、議案第31号でございます。寺浜漁港の物揚げ場道路復旧工事でございます。

議案参考資料の62ページをお開き願いたいと思います。

寺浜漁港の平面図がございまして、ここで青く着色した部分が今回減工とするものでございます。これから、船揚げ場の工事等が始まりまして、当然背後部分についても工事用地として使用しなければならないという状況になりましたので、今回この部分については施工をしないということで、変更したいということでございます。なお、道路につきましては、船揚げ場の復旧工事とあわせまして工事を施工したいと考えております。これによりまして、750万円ほどの減額ということでございます。

次に、議案書の38ページ、議案第32号折立漁港の物揚げ場復旧工事でございます。453万円ほどの増となっております。

議案参考資料の64ページをお開き願いたいと思います。

折立漁港の平面図が載っております。赤で着色した部分が今回工事をしている箇所でございます。そのうち緑で着色している護岸工でございますけれども、震災後波浪の影響もござい

まして、構造物そのものが残っていたわけでございますけれども、かなり傾いてきたということで、そのまま施工しますと将来的に安定が保てないということで、一旦この構造物を撤去して新たに作り直しました。その影響がございまして、453万円ほどの増額ということになりました。

以上、7件の細部説明を終わらせていただきますけれども、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後 2時10分 休憩

---

午後 2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 7件ございまして、個人的に言わせていただきますと、ちょっとメモをとる手が追いつかなかった部分もありますので、ちょっと1件ずつ確認させていただきたいところがありますのでご容赦いただきたいと思うんですが、まず、全体的にそのコンクリート殻を運搬する距離が縮まった、要はその破砕機を無償でお借りできたので、その距離が縮まったことによる減額というのが非常に大きい要因だというふうにまず確認させていただきたいと思います。

港の防波堤道路に関しては、さらに防波堤に捨て石を投入しなければいけないということがこれは施工中に後々わかったと。もっと地盤が当初の設計よりも脆弱であったということが後で判明して、その分の追加の工事があったということですね。

それで次、田浦・石浜の物揚げ場に関しては、減額分の4分の3がおよそそのコンクリート殻の関係であって、残りの4分の1が海沿いのその建造物についているカキ殻が当初の見込みよりも少なかったために減額になったという認識です。

それでその後、田浦・石浜地区の漁港道路に関しては、700万円がコンクリート殻の関連、それから1,000万円が仮設道をつくることによって工法が変わったということによる減額と認識いたしました。

それから、防潮堤が、要は設計当初どこにできるかわからなかったものが、後からこの位置につくりますよということで、それにかかわって減工する部分が出てきたという分の減額が

生じているということかと思えます。

それで、稲渚・館浜・寄木に関してはコンクリート殻とカキ殻、細浦・清水に関しては、建設予定だったものが転倒したためにそもそも設計からやり直す必要が出てきたと。

寺浜に関しては、今回発注した工事の後に行われる工事に用地、資材置き場として使うためにそこの部分の施工を減工したと認識しました。

最後、折立に関しては、既存の残っていた建造物が頑強であるという認識だったものが、波や風によって後々その工事途中に傾いていったために、追加工事を行ったと確認いたしました。

これで合っているかどうか、まずちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ありがとうございます。

それで、単純に一つ心配することがありまして、工法とかの専門的なことで、私が専門的な見地から意見を申し上げることはちょっと難しいんですけども、減額の率でいうと、大体10%から細浦などはもう6割以上ですし、自分の給料が例えば24%カットになりますと言われたら、ちょっと私は生活していけないので、その工事を受けた業者さんがその減額によって、いろいろやむを得ない事情があるんだと思うんですけども、施工していただいている復旧・復興、南三陸を立て直すんだと頑張ってくださっている業者さんにそのかわいそうなしわ寄せが行くことになりはしないかというのが、一つ個人的に、感情的な部分でありますけれども心配するところです。

それと、あとは少し突っ込んだお話になりますけれども、カキ殻が予想より少なかったというお話で、それも500万円分のカキ殻というのがちょっと想像できないといいますか、そのカキ殻を取る工事にかかる費用が減額ということだと思うんですけども、そこがちょっと正直ぴんと来ないといいますか、いう部分がありますので、もしできましたら詳しくご説明をいただきたいと思えます。

もう一点、防潮堤が確定したことによる減工、それと船揚げ場復旧工事用地にするために減工ということが2か所であったかと思うんですけども、その横の連絡といいますか、工事を多数発注していて、いろいろ事務処理も煩雑でしょうし、復旧を急ぐという見地から見ればその都度工事を発注していくということはもちろん大切かと思うんですけども、後から

決まったのでやっぱりやり直しますというのは、私は現場でその指揮をしているわけでもありませんし、一緒に工事をしたわけでもありませんけれども、この場で聞く限りはもう少しほかに方策というか、手立てというか、前もって打つべき手はなかったのかということは気になりますので、そこをお答えいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3点ご質問がございました。

1点目は、工事費の減額による施工業者さんへの影響ということだと思いますけれども、今回、コンクリート殻の処理方法をもっと詳しく申し上げますと、現場でコンクリートが発生した場合、当然ダンプトラック等で産廃処理業者まで運搬をします。当然運搬距離が短くなったということと、産廃業者はただで引き取ってもらえるのではなくて、例えば1立米当たり8,000円とか、1万円の料金が発生します。産廃業者に持ち込まなければ、その料金そのものが発生しないので、かなり安くなると。それは、業者さんは、前もって立てかえ払いをした分を、後から完成後に町が払うということなので、実際はお支払いをしていない部分でございまして、それは業者さんへ影響はないんだろうなと思います。

それで、ほかの部分についても、現実的にはかかった費用に対して町がお支払いをするという原則でございまして、それからいえば、当然既に施工した部分があるのであれば、お支払いをしますが、施工しない部分については当然お支払いをしないということでございますので、工事があるということは、働く方から見れば中断なく働けるという環境が整っているわけですね。それが、工事がなくなるということは、もしかすると働ける日数が少なくなるということも、実は考えられるわけですが、ただ現状のその工事の受注状況を見ますと、それぞれもう120%以上の仕事を受注しているということを考えれば、現場で働く皆様のそういう収入減には多分ならないんだろうとは考えております。

それから、カキ殻でございますけれども、基本的に水中部分にどうしても、物揚げ場の垂直な壁のところによくついております。この取り除きにつきましては、潜水婦をもって手で一個一個取り外すという作業になります。それが、外したやつを陸上に揚げて、陸上に揚げてしまうと、実は工事で揚げますとやはり産廃になってしまうので、産廃業者に持ち込まなければならないという状況になります。当然、産廃業者もコンクリート同様、ただで引き取っていただけませんので、1立米1万円なりの経費がかかりますので、運搬費用、それから引き取り費用がかなり減額になるということで、物自体は軽いんでございますけれども、金額に直すと結構な額になるということでございます。

それから、他の工事による影響により、その工事を取りやめるのはいかなものかというご質問でございますけれども、多分議員の質問の中にもございました、実はほかの部分もそうなんですけれども、本来、工事に関しては、査定と違うことをやる場合、一定の枠を超えますと重要変更といまして、国の審査をまた再び受けなければならないと。それは財務省も含めてなんです。

それで、発注当時の状況を申し上げますと、その申請をしてから許可が来るまで3カ月、4カ月が当たり前の状況でございました。それで、当初にわかったものがありまして、重変に該当するものがあれば、その都度やっていくのが原則でございますけれども、それを待っていたのでは発注がいつになるかわからないという状況なので、ここは、言葉が大変悪いんですが、見切り発車をさせていただいています。とりあえず、どういう状況であろうとも工事は進めていくんだと。それで、当初の状況と変更があれば、工事をやりながら国、県と交渉をしていくということで作業を進めております。

多分、平時であれば、議員が質問のとおり、事前にわかったものについては事前に処理をして、それからすっきりした形で変更がないように発注するのが、多分これが基本だと私も思っています。ただ、今の状況を考えますと、平時のやり方ではとても追いつかないという判断をさせていただきまして、とりあえず査定どおり発注をすれば国の許可も何もいらないので、町としても契約ができるという状況であったために、大変議員の皆様にはいろいろなご質問をいただきますが、毎回変更という手続になっているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 丁寧にご説明いただきました。実は、今までの質問は前回もさせていただきましてし、前回の臨時議会でも丁寧にご説明いただきまして、何か私が激励した形になりましたけれども、その後続く問題が実はあるんだろうと思います。

というのは、例えば志津川市街地区でいいますと、東地区、中央地区、西地区、さらには「まちびらき」を行う予定の低地部というところに土盛り工事で防潮堤をつくって、そこに新しい町をつくっていくという工事が、今後町長がおっしゃるように一層本格化していくという時期を迎えるに当たって、その当時見切り発車をせざるを得なかったというその苦渋の選択というのは非常にわかるんですけれども、今後この町で我々が暮らしていくときに、建ててみたら倒れちゃったでは、やはりこの町に安心して戻ってきてくださいというのは、私はちょっと言いがたい部分があります。そのぎりぎりのラインで皆さんが仕事をなさって

ださっているということは信頼しておりますけれども、今後発注される、もしくは着手される工事において、同様の変更があり得るのか、可能性でいったらあり得るんだと思いますけれども、そのときに町民の皆さんが納得できるような説明をぜひしていただきたいと思いますので、今後まちづくりが実際に始まっていく工事の中でこういうことが起こり得るのか。それで、今回までの教訓といたしますか、反省といたしますか、を生かして、今後はこういう展望があるということがあればぜひお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私が答えていかどうかちょっとわからないですけれども、漁港工事に関して、限って申し上げれば、基本的には今回、前回の議会で一応の漁港の発注は終わりました。正直に申し上げまして、変更は多分また出てくるんだろうと考えております。どうしても海の中にあるということと、それと既存の施設、性善説で私はやっておりますので、多分今ある施設も、そういういろんな問題があっても、それは解決してつくってあるだろうということで発注をしているところでございます。その典型が、細浦でございますけれども、ただ全てがそうであると願うしかないなと思いながらやっているわけで、実際仕事をしながら、いろんな問題に発生時点で最善の策を講じながら進めていきたいとは思っております。

ただ、今回の工事もそうなんですけれども、先ほど申したとおり、重変をとって後々変更がないようにしたいという気持ちはあるんですが、その一方でやはりスピードも必要だということで、これは国、県ともある意味合意をいただいて、事前にやらせてもらっているという状況でございます。それで、もしそういう重要変更該当するような事項があれば、工事をしながらでもいいので協議してもらいたいということで、現場のほうを先行させていただいております。原則はそういう事態が発生した時点で工事を中断して、そして国の承諾を得て、それから工事を再開というのが正式な手続でございますので、ただそこは大変申しわけないんですが省略させていただいているという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 後段のまちづくり全体の部分という観点で、私から補足をさせていただきますが、建設課長が申し上げましたように、災害復旧工事等々、局所的な現場の工事の部分につきましては、そういうふうな形になろうかと思います。

それから、志津川市街地などの早期まちびらきゾーン、これにつきましては住民さんに説明をしながら、町協の方々と一緒に今進めているところであります。ただ、その部分について

て、基本的には大きくまちづくりの計画の根幹そのものを変えるというようなことは、基本的にはないと思いますので、議員がご心配のような形で、急に変更になったとかということにはならないと思います。ただ、これから3年、4年、事業を進めていく中で、当然海岸防潮堤や河川のバック堤、そういう国、県との工事の調整をしながら町のかさ上げなどもやっていきますので、その国権の事情によって、町のエリアやゾーニングに影響が出るという可能性は否定できませんけれども、ただ基本的に町の今考えている土地の利用の部分については、大きな変更はないとお考えいただいてよろしいかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

ちょっと揚げ足を取るようなお話で申しわけないんですけども、先ほど業者には120%でお願いしているというお話だったんですけども、昨今資材不足とか、人手不足とか言われていまして、復興がおくれていると、あるいは事業ができなかった、あるいは入札不調だという話がありますけれども、そういうことで、今後おくれとかが予想されるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

それと、今回のこの契約金額というのは、消費税の値上げはこれに影響しないんでしょうか。

それともう一つなんですけれども、やはり現場で頑張っている作業員の方に無理がかからないような方法というのも、これは絶対気をつけなくてはいけないことだと思うので、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 資材の関係で工事のおくれはということでございますけれども、物によって、それほど厳しくはないんですが、楽観視もできないと。若干在庫等も減っている資材もございますので。ただ、今の段階でおくれるとか、おくれなとか、そうまだ判断できる状況ではないと思っています。

それから、消費税につきましては、全ての工事が3月いっぱい終了する予定でございますので、消費税の影響はございません。

それから、作業員さんたちの安全管理と申しますか、当然工事で工期内に終わることも大事でございますけれども、無事故で終わるというのもさらに大事でございます。そこは業界もしっかり、町からも、それから労働基準監督署からもしっかり指導をしているところでございますので、これからも引き続きそこについては重点的に続けていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。



○14番（三浦清人君） 7件の議案を一括上程ということで、同じような工事内容ということで、ただこの一括ではあつと説明を受けて、とにかく書きたてられないよりも耳に入らないものも随分あつてね。それもこの執行部のテクニックといえばテクニックなんでしょうけれども、一つずつ聞いていくんだけれども、細くなるからちょっと思ったものだけなんです、前にもいろんな変更契約があつて、いろんな質問がされてきているわけです。

それで、思うには、そのコンクリート殻の処理費がかからないでその分が減額になったと。大きな要因はそこかなと。それで、建設廃棄物リサイクル法という法律が施行にまだなっていないのか、今度なるのかなんですが、全ての建設廃棄物を、例えば木なら木、あるでしょうね、それを燃やしてはだめだと。あるは鉄類、これは全てリサイクルですから、再利用するような処理をなさいと。もちろん、このコンクリート殻もそうであります。それで、その廃棄物処理者、産廃業者にやらないで、何か機械をもらったとか、借りたから、そこで次の工事に再生するというか、というようなやり方をするんだというような説明ですが、それは、どなたが再利用するために加工して、その後どこの現場に何ぼで売るんですかね。ただではないはずですよ。そういうふうなことで再利用、リサイクルという法律の中でこれからやっていく上で、そのコンクリート殻を捨て石なら捨て石として再加工して、再利用するために販売できるようになるんです。だから、それはどういうふうに関後なるのか。その機械で砕く、持って行ってもらうんだか、持っていくんだか、それはただで引き取ってもらうという形ですか。お金取られるんですかね、どうなの。売ると。（「発生した漁港に対してです」の声あり）ああそう。それは説明がさっぱり見えないんだね。そういった法律が今出ようとしているんですよ。もう間もなく4月になりますのでね。その辺が、だから、そういうものを再利用して、製品として販売できるシステムになるわけですから、どうなのかなと。今、答弁もらわないと、なかなかわからないんですけども。

それと、前にもいろいろと出ているんですがね、この工事に入る前に基本設計をするわけですよ。海の中だから、カキ殻の量を間違つたと、これはわかりますよ。ただ、その先ほどの、どこでしたか、捨て石が130平米新しくやらなければならないから500万円増額だという、これは港の漁港ですか。こういうのは工事をやってみなければわからなかったのかどうなのか。前もって事前に、調査委託料とか、設計委託料で業者にお金を払ってやっているわけですよ。工事をする前に全て。業者さんからお金を返してもらわなければいけないではないですか、こんなでたらめな設計をして。迷惑がかかるんですよ、後で。どなたがやったのかわかりませんがね。例えば家を新築するのに屋根をふいたと。雨漏りしたときに、お金を

払っていたら文句を言うでしょう、屋根屋さんに。「何だ、こんなやり方をしたのか」と。だから、課長、これは文句を考えなければいけないですよ。黙っていたらだめですよ、誰がこんな500万円も余計にお金をかけるような。最初からわからなかったのかということですよ。課長にかわってもなかなか、これは大体この入札執行責任者は副町長だ、これまた飛ぶんだけれどもね。何だか、先ほど来から俺に来ないかなと待っていたような話なので、振るわけではないですけどもね。またそこで、町長終わるところでがせんや。本当はあんたですがすと。まずもってその辺。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもってコンクリート殻の件でございますけれども、処理法は先ほど1番議員さんに説明した内容でございます。今度は産廃でございますので、今の状況ですと産廃業者に持ち込んで処理をしていただくのが基本的なやり方でございます。ただ、いずれお金を出すのであれば、また有効的に使えるような方法はないかということ考えたときに、産廃業者に持ち込むのではなくて、町内で要は砕いて碎石にして、どうせ漁港周辺はかさ上げしなければならないわけですから、できればそれを町としてリサイクルしたいという考えがございましたので、ちょっと重機メーカーさんの申し出を受けたわけでございます。受けたというか、こちらからお願いした部分もあるんですけども、それによりまして持ち込んだよりもはるかに安くできるということで、今回波伝谷漁港なんですけど、そこに機械を設置しております。そこに、各漁港から発生したコンクリート殻を搬入して、砕いている状況でございます。それで、基本的には破碎したコンクリートについては、発生した漁港に戻すと。それで、そのかさ上げ材として利用していくというのが原則でございます。そういう考え方でやらせてもらっていますから、販売とかそういうことは、今のところ考えていないという状況でございます。

それとあと、増工した部分、基本的に基礎部分でございますので、一番重要な部分を見逃しているのかというご質問でございますけれども、「古屋の造作」という言葉がございますけれども、なかなか壊してみなければわからないという点もこれは多々ございます。いずれ議員のおっしゃるとおり、全てのものについて目くばせをして調査をして、工事の発注ができればいいんですけども、先ほど、私は人がいいものですから、どうしても性善説で既にそういうことは前段階で全て施工対応しているものだと対応していたものですから、多分私が見逃したのではないかなと考えております。議員のおっしゃることもいずれそのとおりだと思う面もございますので、なお慎重に業務に当たっていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうすると、そのコンクリート殻の再利用については、町がやると。そうして、再利用するために、では町が事業主体みたいな形になるの、そのコンクリート殻の再利用をする際に。では、誰がやっているの。機械でもって砕いたり、捨て石にしたり、その経費というのは、人も使うでしょうけれども、そういった加工をするのにどなたがやられているんですかということ。その何はいいんですよ。再利用するために、産廃処理業者にお金を出してやるよりはね。だから、その辺のやり方が、どういうふうな構図でもってやられているのか、それがちょっとわからないものですから。それで、次にステップに捨て石なりなんなりで使うということで、販売はしないと。当然、その分工事費が安くなるわけだ、今度は。理屈から言うとだよ。その辺の差が幾らか出てくるのか。客観的に見ればそうなんですよね。その辺がどうなるのかですね。

それから、本当に課長は人がいいからね。人がいいことによってこういう問題が起きてくるということも考えていかなければならない。以前からずっとやられている工事の場所であるから、課長になる前の方々がずっとやってきたんでしょから、当時の建設課長が誰か名前を挙げろと言ったって、名前を挙げられないだろうからね。本当は聞かなくてはならない。ここに参考人として呼ばなくてはならない。そこまではしなくても、とにかく十分にその基本設計などもやられて、工事がスムーズに進むことを願っているんです。副町長ね、本当にどうですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 小殻の破砕する経費でございますけれども、町が事業主体ということではなくて、既に発注をしております工事費の中からそれぞれ搬出した業者が経費を持つという形になっております。ですから、ばなな漁港から排出したものであれば、ばなな漁港を請け負っている阿部さんがその経費を持つと。それは工事費の中に入っているという考え方でございます。波伝谷まで運搬してきて、そこで破砕して、それをまた名足漁港に持ち帰るといのがばなな漁港の作業費の中に経費として組み込まれているということでございます。（「費用というのはないの」の声あり）

それぞれ発生量に応じた費用が出ます、どうしても。それについては、要はトラックスケールがございまして、それで重さをはかって量を換算しているというところでございます。

（「新しい工事に使うの」の声あり）それは、当然どこかの山を削って、盛り土材を持ってくるよりは、前の工事でその土砂の搬入分が進みますので、当然そういう面からいえば工事

費の軽減にはつながると思います。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） お話のとおりでございまして、毎回このような工事請負契約の変更を提出いたしております、大変恐縮というように思っております。

それで、それぞれの工事について、担当課長から説明を申し上げているわけですが、けれども、1つの工事について増、減、それぞれ理由があって、最終的に結果増額になるもの、減額になるものということでございますけれども、その中で当初設計段階で予想し得なかったもの等による増、減については、一定のご理解をいただいているものというように思っておりますけれども、ご指摘がありましたように、もう少し慎重に当初設計段階で調査が十分に行われておれば、その分に係る変更は出てこないだろうというような変更事由はこれまでもございます。当然、専門のコンサルという業者をお願いをしながらやっているわけですから、これからの工事も含めて、当然想定されなかった部分についてはともかくとして、慎重なあるいは十分な調査をすれば、当初から設計当初のほうに組み入れられるような工事内容等については、遺漏なきように入れてもらうということについては、発注者側としても当然でございますので、今後ともそういったコンサル関係については、一つ一つの発注については、そういうことも徹底するように指示をしてみたいというように思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） いろんな答弁を聞いていて、見切り発車するとか、そんなことを聞いたこともない。議会もない、設計の変更もしない、震災だから誰も何も言わないんだろうというような考え方わかりませんが、そのようなことで町民が私は納得しないと思いますよ。皆さんいろいろ質問してはいますが、私は今質問はいっぱいありますが、時間にも制限がありますので、ここの10番の席にいた前の方、熱心に質問をいたしていました、その細浦漁港ね。細浦漁港の説明は、あなたの説明ではほとんど納得していませんよ、私は。誰が設計しているの。今ごろこんなものを出してきてね、あとはまず待っているんです、部落の町民の皆さんが。今わかったんではないの、何カ月になりますか、あれから。そういうふうスピーディーにやらなくてもいいところを見切り発車して、見切り発車してもいいところはさっぱりしないんだ。そんな進め方がありますか。これは設計者、何を設計しているの。どこが設計なんですか。特別委員会をつくって来てもらって、説明を受ける必要がありますよ。軟弱だったとか、理由になりますか。軟弱であるのか、かたいのか、やわらかいのか、どの

程度の施工、それらが必要なのか、それらを調べるために大金をかけて設計しているんだ。それがしっけったの、おっけったの。しっけないように設計するのが設計屋だ。素人以上にまるっきり、これは一級建築士でしょう。課長のほうがよっぽど物わかるんでないの、これ。あなたが設計士をしたほうがいいよ、頼まないで。これはいつごろ今後、今回は1億2,000万円以上の減額ということだ。請け負った業者さんも大変でしょう、恐らく。何、仕事が忙しいから、業者はいいんだと、そのような答弁のようですけれども、そういうものではないと思いますよ。多大なこれは迷惑をかけているわけですからね。これは設計料は幾らかかったの。どこの誰がやったの。こういうの、はい、そうですかで済むんですか。設計屋の責任は何もないんですか。答えたい人が答えて。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 細浦漁港につきましては、これまでも過去の議会で状況についてのご説明をしているところでございます。施工中に転倒したという内容でございます。それで、今回の東日本大震災の漁港の災害復旧に当たりまして、基本的な事項が何点かございます。

まず1点目でございますけれども、全く流出したものについては、原形どおり復旧すると。それから、一部物揚げ等で残っているものがございます。それについては取り壊さないで、腹づけ等をしながらかさ上げをするという原則でございます。それで、査定についても、細浦漁港についても、当時物揚げ場の構造物が残っておりましたので、原則どおり腹づけをしてかさ上げをすると。これが国の審査の結果でございます。それで、それを変えるということになれば、何もない中で変えるとなれば、基本的な調査費は町で持たざるを得ないと。単費でボーリングなり、そういう調査をして、それをもって国に行って審査を受けるという形になるかと思えます。

たまたま、施工といいましても、特にコンクリートを打ったとか、何もしていない状況の中で倒れた状況でございますので、設計がいいとか悪いとかではなくて、構造物をつくって倒れたのであれば、確かに設計は悪かったのかなということもありますが、まだ構造物をつくる前、コンクリートにまだ手を出していない段階で倒れておりますので、普通に考えればあり得ないことが起きたというふうに私は思っています。現在、ボーリング調査をしたわけでございますけれども、その段階で、砂質土、砂でございますね、N値とありますが、地盤の強さを表す数字で5という数字が出ています。普通であれば、地震時には液状化が起きるレベルの地盤でございます。これまで構造物をつくって何十年たっていると思えますけれども、さまざまな地震があつて、そのたびごとにもしかするとそういう状況が水中の中で起きてい

たかもしれないです。ただそれは陸上からうかがい知ることができない状況でございますので、基本的には国の査定で通り、一度工事を発注し、そしてまた施工の中で不具合が生じれば、それぞれ対応していくということになるかと思えます。確かに議員がおっしゃるとおり、事前に全ての策をとって安全に早くということが確かに我々に求められていることだとは思いますが。しかしながら、一定の枠組みの中でやらざるを得ないということなので、今回の状況でございます。（「どこのどなたか言っていない」の声あり）どこのどなたが設計したとしても同じような設計しか出てこないのが今のシステムでございますので、誰が悪いということではないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 設計屋、設計した方をなぜ答えられないの。何も難しい私は質問しているのではないんですよ。この漁港の工事の設計をどこのどなたが、どこの業者が設計したのかと聞いているんだ。あなたがやったのか。幾らでやったのか。誰もやらないのか。つくったのが転んだんだとか、つくったのが倒れたんだとか、そんなことを聞いているのではないの。公開が原則ですよ、公金を使っているんですから。あんたの金を使うならいいんだよ。設計者書けないの。議長、こういうことではね、議会になりませんよ、こんな答弁しているんだから。無理な質問をしているのではありませんよ。全てを想定して、完全なる施設をつくるために、大金をかけて設計している。設計屋がどなたか言えないの。だからね、余り質問の出ない議案を出してくれと言っているの。立てるような議案ばかり出すんだから。もう一回やってください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど申したとおり、災害復旧には原則的な考え方がありますので、どういう業者がやっても多分同じような設計が出てまいります。業者名というようなことでございますけれども、今、資料が手持ちにございませんので、それはちょっとお答えできる状態にはございません。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） その答弁に、はい、そうですかと私が引っ込むと思いませんか。冗談じゃないですよ。休んでいますから。議長、今、資料を出してくれ。これは重大問題ですよ。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時30分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 3時30分 延会